

原子力発第23270号  
令和5年11月1日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
長井啓介

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

伊方発電所3号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定

2. 施行期日

この規定は、令和6年12月15日から施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物<sup>※1</sup>ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物<sup>※1※2</sup>について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p><u>2 発電管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。</u></p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。  ※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物<sup>※1</sup>ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物<sup>※1※2</sup>について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、<u>第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p><u>2 長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</u></p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。  ※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価に基づく長期施設管理方針の策定に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
(中略)	(中略) <u>附 則 (令和 年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第 1 条 この規定は、令和 6 年 12 月 15 日から施行する。</u>	附則の追加

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;"> <u>添付6 長期施設管理方針</u>  <u>(第119条の4関連)</u> </p>	<p>原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</p>

変更前	変更後	備考									
(規定なし)	<p data-bbox="1427 302 2249 331">(1) <u>長期施設管理方針（始期：2024年12月15日，適用期間：10年間）</u></p> <table border="1" data-bbox="1427 331 2620 661"> <thead> <tr> <th data-bbox="1427 331 1504 411"><u>No.</u></th> <th data-bbox="1504 331 2377 411"><u>施設管理の項目</u></th> <th data-bbox="2377 331 2620 411"><u>実施時期<sup>※1</sup></u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1427 411 1504 520"><u>1</u></td> <td data-bbox="1504 411 2377 520"><u>原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については，今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。</u></td> <td data-bbox="2377 411 2620 520"><u>中長期</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 520 1504 661"><u>2</u></td> <td data-bbox="1504 520 2377 661"><u>原子炉容器等の疲労割れについては，実績過渡回数の確認を継続的に実施し，運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。</u></td> <td data-bbox="2377 520 2620 661"><u>中長期</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1427 661 2620 730">※1：<u>実施時期における，短期とは，2024年12月15日からの5年間，中長期とは，2024年12月15日からの10年間をいう。</u></p>	<u>No.</u>	<u>施設管理の項目</u>	<u>実施時期<sup>※1</sup></u>	<u>1</u>	<u>原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については，今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。</u>	<u>中長期</u>	<u>2</u>	<u>原子炉容器等の疲労割れについては，実績過渡回数の確認を継続的に実施し，運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。</u>	<u>中長期</u>	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定
<u>No.</u>	<u>施設管理の項目</u>	<u>実施時期<sup>※1</sup></u>									
<u>1</u>	<u>原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については，今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。</u>	<u>中長期</u>									
<u>2</u>	<u>原子炉容器等の疲労割れについては，実績過渡回数の確認を継続的に実施し，運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。</u>	<u>中長期</u>									